

## 令和 5 年度障害者総合福祉推進事業 重度障害者の就労中の支援の推進方策の検討に関する調査研究

### 重度訪問介護事業所向け調査 調査期間延長のお知らせ

拝啓 初冬の候、ますますご清栄のことと心からお喜び申し上げます。

このたび、PwC コンサルティングでは、厚生労働省 令和 5 年度障害者総合福祉推進事業「重度障害者の就労中の支援の推進方策の検討に関する調査研究」の一環として、重度訪問介護事業所を対象に、利用者の働き方や就労中の支援の実態等に関する調査を 11 月 22 日（水）まで実施しておりました。ご回答いただいた皆さまにおかれましては、お忙しい中調査にご協力いただき誠にありがとうございました。

本調査は重度障害者の就労中の支援の推進方策を検討する上で非常に重要であることから、回答期日を 12 月 6 日（水）まで延長し、実施することといたしました。

まだご回答いただいていない事業所様におかれましては、ご多忙の折大変恐縮ですが、今後の重度障害者の就労支援の発展のため、下記調査への回答にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、すでにご回答いただいた事業所様におかれましては、二回目の回答は不要です。

敬具

#### 記

#### 1. 調査目的

重度障害者の働き方や就労中の支援の実態等を把握すること

#### 2. 調査対象

重度訪問介護事業所（悉皆）

#### 3. 回答方法

以下の調査票について、Web 調査によりご回答ください

調査票	調査内容	回答方法
事業所票	事業所全体の利用者の就労状況、特別事業の課題等	Web 調査票上で回答してください。
ケース票①	特別事業を <u>利用せず</u> に就労している利用者の就労の実態、就労中の課題等	Excel ファイルに利用者ごとの回答を入力の上、Excel ファイルを Web 調査票にアップロードしてください。（【回答手順】を参照ください） 該当する利用者が複数いる場合は、次の行以降に回答を追加してください。
ケース票②	特別事業を <u>利用して</u> 就労している利用者の就労の実態、特別事業による支援の内容、就労中の課題等	
ケース票③	<u>就労していない</u> 利用者の就労意欲の有無、就労意欲がある場合の就労できていない事情等	

#### 【回答手順】

- ① ケース票①～③（Excel）へ、それぞれの対象に該当する利用者に関する回答を入力してください。
- ② 事業所票（Web 調査票）へ回答を入力してください。
- ③ 事業所票（Web 調査票）の最終ページにて、ケース票①～③を添付してください。
- ④ 送信ボタンを押すと、回答完了となります。

#### 【回答先】

以下 URL から Web 調査票にお入りください。

URL: <https://smilesurvey.co/s/d5381ed1/o>

#### 4. 回答期日

2023年12月6日(水)17時までにご回答をお願いいたします。

#### 5. 回答に当たっての留意事項

- ケース票の回答に当たっては、可能な限り利用者ご本人に回答内容を確認した上で回答くださいますようお願いいたします。利用者ご本人への確認が難しい場合は、事業所が把握する範囲内で回答してください。
- 複数の事業所から重度訪問介護サービスを受けている利用者については、主たる事業所(※)において回答してください。主たる事業所以外の事業所では、当該利用者を利用者数にカウントせず、ケース票の作成も不要です。  
※ 「主たる事業所」とは、令和5年9月の利用契約時間数が一番多い事業所(該当月の利用契約時間が同じ場合は過去の利用実績により判断)とします。

#### 6. 調査結果の公表

ご回答いただいた内容は、利用者個人・事業所が特定されることはないよう集計し、調査結果を事業報告書に取りまとめ、令和6年4月以降に弊社のウェブサイトに掲載いたします。また、厚生労働省のホームページにも掲載される予定です。

#### 7. 特別事業について

特別事業は、重度障害者の通勤・職場等において必要な支援を行う、市区町村の事業です(令和5年7月31日現在で、54自治体が実施済み・23自治体が実施準備中)。

本調査では、特別事業に関連する調査項目がございますので、特別事業についてご存知ない方は、別添資料又は厚生労働省公式Youtube(URL: <https://www.youtube.com/watch?v=h1Ax5Ay0Gbs>)を事前にご覧いただき、事業の内容についてご確認くださいませと幸いです。

皆様におかれましては、業務でご多忙を極めるところ更なるお手数をおかけしますこと大変恐縮でございますが、調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上

##### 【問合せ先】

重度障害者の就労中の支援の推進方策の検討に関する調査研究  
調査回収事務局(株式会社リサーチワークス)

Mail: research\_2023welfare08@researchworks.co.jp

TEL: 03-6821-2067(平日午前10時~12時/午後1時~5時(土日・祝日を除く))

##### 【調査実施主体】

PwCコンサルティング合同会社 公共事業部

「重度障害者の就労中の支援の推進方策の検討に関する調査研究」事務局  
担当者: 当新卓也、水谷祐樹

「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」（以下「特別事業」）は、重度障害のある方に、通勤・職場等において必要な支援を行う、市区町村の事業です。

## 対象者

以下の要件を満たす者

- ①重度訪問介護、同行援護、行動援護の利用者
- ②民間企業で雇用されている者 又は 自営等で働く者

## 事業内容

地域生活支援促進事業を実施する市区町村に居住する重度障害者等が通勤中や職場での介助を受ける際に必要な費用について支援が受けられます。

**(市区町村)  
特別事業に  
よる支援**

通勤中の介助  
(4か月目以降※)



職場等における支援  
(食事・排泄の介助、姿勢の調整、喀痰吸引等)

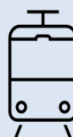


※ 企業に雇用される事業利用者で、事業主がJEEDの助成金を利用する場合

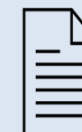
地域生活支援促進事業を利用している障害者を雇用する事業主が、雇用する重度障害者等のために職場介助者・通勤援助者を委嘱（重度訪問介護等事業者に委嘱した場合に限る。）した場合に、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）において、その費用の一部を助成します。

**(JEED)  
助成金に  
よる支援**

通勤中の介助  
(3か月目まで)



業務に関連する介助  
(機器の操作・入力、文書の作成・朗読等)



※自営・請負等の方は、JEED助成金の対象外であるため、通勤中の介助、職場等における支援及び業務に関連する介助の支援を特別事業により受けられます。